

評定様式第1号

令和 年 月 日

(受注者)

所在 地

商号又は名称

代表者職/氏名

様

高知市長 岡崎誠也

工事成績評定通知書

下記の工事について、高知市工事成績評定実施要綱に基づき評定した結果を通知いたします。

なお、評定結果に不服があるときは、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

記

工事名															
工事場所	高知市														
工期	令和 年 月 日					～ 令和 年 月 日									
請負金額	円														
完成年月日	令和 年 月 日														
検査年月日	令和 年 月 日														
工事成績評定点	点（小数第1位四捨五入）														

※ お問い合わせ先

〒780-8571 高知市本町四丁目1番24号

高知市役所総務部契約課

TEL 088-823-9416

評定様式第1号別表

項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1 施工体制	施工体制一般	0.6点 ／ 3.2点
	配置技術者	0.6点 ／ 3.8点
2 施工状況	施工管理	4.1点 ／ 11.7点
	工程管理	4.9点 ／ 9.3点
	安全対策	4.9点 ／ 10.7点
	対外関係	1.6点 ／ 3.4点
3 出来形及び出来栄え	出来形	4.1点 ／ 13.9点
	品質	2.1点 ／ 15.9点
	出来栄え	5.5点 ／ 8.5点
4 工事特性	施工条件等への対応	2.6点 ／ 7.8点
5 創意工夫	創意工夫	2.6点 ／ 5.4点
6 社会性等	地域への貢献等	4.4点 ／ 6.4点
7 法令遵守等		0.0点 (減点)
		38.0点 ／ 100点

評定様式第4号-1

工事担当部						契約担当部					
係	係長	課長補佐	課長	副部長	部長	係	係長	課長補佐	課長	副部長	部長

工事成績評定表(予定価格500万円以上の工事)

工事名							工事場所	高知市										
受注者名							工期	着工	令和年月日									
請負金額	円							完成	令和年月日									
現場代理人							完成年月日		令和年月日									
監理・主任技術者	(監理)			(主任)			完成届出日		令和年月日									
監督職員	(工事監督職員)	職名		氏名			完成検査年月日		令和年月日									
	(総括監督員)	職名		氏名			出来高検査年月日		令和年月日									
考査項目		第一次評定者				第二次評定者				最終評定者								
		職名				職名				職名								
		氏名				氏名				氏名	印							
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		1.5	0.0	-5.0	-10.0												
	II. 配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0												
2. 施工状況	I. 施工管理		1.5	0.0	-5.0	-10.0						5.0		2.5		0.0	-7.5	-15.0
	II. 工程管理	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0	10.0	5.0	0.0	-7.5	-15.0							
	III. 安全対策	2.0	1.0	0.0	-5.0	-10.0	15.0	7.5	0.0	-7.5	-15.0							
	IV. 対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0												
3. 出来形及び 出来栄え	I. 出来形	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0
	II. 品質	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0						15.0	12.0	7.5	4.0	0.0	-15.0	-30.0
	III. 出来栄え											5.0		2.5		0.0	-2.5	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応			0.0														
5. 創意工夫	I. 創意工夫			0.0														
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						10.0	5.0	0.0									
加減点計(1+2+3+4+5+6)		点						点				点						
評定点(65点±加減点計)		小計						小計				小計						
7. 評定点計		① 点×0.4=						② 点×0.2=				③ 点×0.4=						
		① + ② + ③ =																
8. 法令遵守等								0 点										
評定点合計								点 (7. 評定点-8. 法令遵守等)										
(所見)	(第一次評定者)				(第二次評定者)								(最終評定者)					

細目別評価点表（予定価格500万円以上の工事）						
令和 年度		工事名：			工事課名：○○課	
項目	細別	第一次評定者	第二次評定者	最終評定者	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I . 施工体制一般	[-5.0] ×0.4+2.6= 0.6 点			0.6 点	3.2点
	II . 配置技術者	[-5.0] ×0.4+2.6= 0.6 点			0.6 点	3.8点
2. 施工状況	I . 施工管理	[-5.0] ×0.4+2.6= 0.6 点		[-7.5] ×0.4+6.5= 3.5 点	4.1 点	11.7点
	II . 工程管理	[-5.0] ×0.4+2.6= 0.6 点	[0.0] ×0.2+4.3= 4.3 点		4.9 点	9.3点
	III . 安全対策	[-5.0] ×0.4+2.6= 0.6 点	[0.0] ×0.2+4.3= 4.3 点		4.9 点	10.7点
	IV . 対外関係	[-2.5] ×0.4+2.6= 1.6 点			1.6 点	3.4点
3. 出来形及び出来栄え	I . 出来形	[-2.5] ×0.4+2.6= 1.6 点		[-10.0] ×0.4+6.5= 2.5 点	4.1 点	13.9点
	II . 品質	[-2.5] ×0.4+2.6= 1.6 点		[-15.0] ×0.4+6.5= 0.5 点	2.1 点	15.9点
	III . 出来栄え			[-2.5] ×0.4+6.5= 5.5 点	5.5 点	8.5点
4. 工事特性	I . 施工条件等への対応	[0.0] ×0.4+2.6= 2.6 点			2.6 点	7.8点
5. 創意工夫	I . 創意工夫	[0.0] ×0.4+2.6= 2.6 点			2.6 点	5.4点
6. 社会性等	I . 地域への貢献等		[0.0] ×0.2+4.4= 4.4 点		4.4 点	6.4点
7. 法令遵守等			[0.0] × 1.0= 0.0 点		0.0 点	
評定点合計		13.0点 40点	13.0点 20点	12.0点 40点	38.0点 100.0点	38.0% 100.0点

建築・建築設備・設備工事 考査項目別運用表内訳

予定価格500万円以上の工事

評定者	運用表	考査項目	細別	工種	備考
第一次評定者	評定様式第6-2-1	1. 施工体制	I. 施工体制一般 II. 配置技術者(現場代理人等)		
	評定様式第6-2-2	2. 施工状況	I. 施工管理 II. 工程管理 III. 安全対策 IV. 対外関係		
	評定様式第6-2-3				
	評定様式第6-2-4		I. 出来形		
	評定様式第6-2-5	3. 出来形及び出来栄え	II. 品質	建築工事	
	評定様式第6-2-6			建築設備工事, 設備工事	
	評定様式第6-2-7			維持修繕工事	
	評定様式第6-2-8			解体工事	
	評定様式第6-2-9			その他工事	
	評定様式第6-2-10	4. 工事特性	施工条件等への対応		
	評定様式第6-2-11				
第二次評定者	評定様式第7-2-1	2. 施工状況	II. 工程管理 III. 安全対策		
	評定様式第7-2-2	6. 社会性等	I. 地域への貢献等		
	評定様式第7-2-3	8. 法令遵守等			減点評価
最終評定者	評定様式第8-2-1	2. 施工状況	I. 施工管理		
	評定様式第8-2-2	3. 出来形及び出来栄え	I. 出来形		
	評定様式第8-2-3		II. 品質	建築工事	
	評定様式第8-2-4			建築設備工事, 設備工事	
	評定様式第8-2-5			維持修繕工事	
				解体工事	
				その他工事	
			III. 出来栄え	建築工事	
				建築設備工事, 設備工事	
				維持修繕工事	
				解体工事	
				その他工事	

工事成績採点の考查項目別採点表 (第一次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

[記入方法] 評価対象とする場合は、左 に*印を記入し、評価する場合は右 に*印を記入する。

評定様式第6号-2-1

考查項目	細別		a	b	c	d	e
				施工体制が適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
1. 施工体制	I. 施工体制一般 d	「評価対象項目」					 施行体制が不備であり、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
		1 下請業者を含め、作業分担の範囲が書面で確認できる。 2 品質管理体制が確立されている。 3 安全管理体制が確立されている。 4 現場の施工体制が書面と一致している。 5 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 6 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により把握されている。 (建退共制度の対象労働者を雇用している工事に適用) 7 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かつた。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 8 その他(
		0 / 6	0%		d 0		
	II. 配置技術者 現場代理人等 d	「評価対象項目」	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である
		1 現場代理人として、工事全般の把握ができている 2 現場代理人として、監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 3 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 4 設計図書の照査を行っている。 5 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 6 書類及び資料が適切に整理されている。 7 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 8 施工体制、施工状況を把握し、下請けを含み部下等によく指導している。 9 施工等に伴う創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 10 専門技術者を、選任し配置している 11 作業主任者を、選任し配置している 12 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かつた。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 13 その他(現場代理人等の技術者配置の不備により、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
		0 / 9	0%		d 0		
(I. 施工体制一般)		(II. 配置技術者)		① 当該「評価対象項目のうち、評価対象外の項目は削除する ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する ③ 評価値(%)=()評価数×100/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする			
該当項目が80%以上	⇒ b	該当項目が90%以上	⇒ a				
該当項目が60%以上80%未満	⇒ c	該当項目が80%以上90%未満	⇒ b				
該当項目が60%未満	⇒ d	該当項目が60%以上80%未満	⇒ c				
		該当項目が60%未満	⇒ d				

工事成績採点の考查項目別採点表 (第一次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

[記入方法] 評価対象とする場合は、左 に*印を記入し、評価する場合は右 に*印を記入する。

評定様式第6号-2-2

考查項目	細別		a	b	c	d	e						
				施工管理が適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である						
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 契約書第18条(条件変更等)第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行い、適切に処理している。 2 施工計画書が、工事着手前に提出され、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 3 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 4 品質管理が、日常的に行われている。 5 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時、適切に行われている。 6 工事記録の整備が適時、的確に行われている。 7 使用する建築材料・設備機材(以下「材料・機材」という。)の調達の計画が適切であり、管理が良い。 8 施工計画書と現場施工方法が、一致している。 9 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 10 低騒音、低振動及び排出ガス対策型建設機械を使用している。 11 建設廃棄物及びリサイクルへの取組みが、適切に行われている。 12 現場でのイメージアップに、積極的に取り組んでいる。 13 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、適切に調整している。 14 社内検査が適切に行われている。 15 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 16 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 17 その他() ※ 評価対象項目7及び13は解体工事を除いて必須とする。 </p>	0 / 11	0%	d 0								
			<p>設計図書に適合しない箇所があり、文書による改善請求を行った。</p> <p>施工計画書が工事着手前に提出されていない。</p> <p>定められた材料・機材及び施工の検査義務を怠り、破壊検査を行った。</p> <p>設計図書に基づく施工上の義務について、監督職員から文書による改善指示を行った。</p> <p>上記のうち1項目該当 ⇒ d 上記のうち2項目以上該当 ⇒ e</p>										
			II. 工程管理	d	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 実施工程表が、工事着手前に提出され、関連工事との調整もよく行っている。 2 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 3 工程のフォローアップを実施し、工程管理を行っている。 4 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず工期内にスムーズに作業を行った。 5 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 6 近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行った。 7 休日の確保を行っている。 8 受注者の責による夜間や休日の作業がない。 9 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 10 その他() </p>	0 / 5	0%	d					
						<p>自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書による改善指示を行った。</p> <p>上記に該当すれば ⇒ d</p> <p>受注者の責により工期内に工事を完成できなかった。 (ただし、改善指示による場合を除く。)</p> <p>上記に該当すれば ⇒ e</p>							
						(I. 施工管理)		(II. 工程管理)					
						該当項目が80%以上	⇒ b	該当項目が90%以上	⇒ a	① 当該「評価対象項目のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数×100/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。			
						該当項目が60%以上80%未満	⇒ c	該当項目が80%以上90%未満	⇒ b				
						該当項目が60%未満	⇒ d	該当項目が60%未満	⇒ d				

工事成績採点の考查項目別採点表 (第一次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

[記入方法] 評価対象とする場合は、左 に*印を記入し、評価する場合は右 に*印を記入する。

評定様式第6号-2-3

考查項目	細別		a	b	c	d	e	
			安全対策が適切である	安全対策がほぼ適切である	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である	
2. 施工状況	III. 安全対策 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">d</div>	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 2 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 (労働安全衛生法により、店社安全衛生管理者の選任が義務づけられている工事にのみ適用) 3 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告している。 4 安全教育・訓練等を適時、的確に実施し、記録が整備されている。 5 安全巡視、TBM(ツールボックスミーティング)、KY(危険予知活動)等を実施し、記録を整備している。 6 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 7 安全管理の臨機の措置を行った。 8 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 9 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、管理されている。 10 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 11 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 12 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 13 工事現場における保安施設等の設置・管理が的確であり、よく整備されている。 14 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 15 その他()</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。					
			上記に該当すれば ⇒ d					
			<input type="checkbox"/>					
			安全対策の不備により重大な灾害等を起こした。					
			上記に該当すれば ⇒ e					
)					
			0 / 7 0%					
			d					

該当項目が90%以上	⇒ a	① 当該「評価対象項目のうち、評価対象外の項目は削除する。
該当項目が80%以上90%未満	⇒ b	② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満	⇒ c	③ 評価値(%) = ()評価数 × 100 / ()対象評価項目数
該当項目が60%未満	⇒ d	④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

工事成績採点の考查項目別採点表 (第一次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

[記入方法] 評価対象とする場合は、左 に*印を記入し、評価する場合は右 に*印を記入する。

評定様式第6号-2-4

考查項目	細別		a	b	c	d	e	
			対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった	
2. 施工状況	IV. 対外関係	d	「評価対象項目」 1 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 2 工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行った。 3 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について十分な説明を行った。 4 積極的な近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかつた。 5 関連工事業者との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 6 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かつた。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 7 その他()			受注者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書による指示を行つた。		
						上記に1項目でも該当すれば ⇒ d		
						関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。		
						上記に該当すれば ⇒ e		
				0 / 3	0%	d		
3. 出来形及び出来栄え	I. 出来形	d	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	出来形管理が不備である	出来形管理が不備である	
			「評価対象項目」 1 承諾図等が、設計図書を満足している。 2 施工図等が、設計図書を満足している。 3 出来形確認記録の内容が、適切である。 4 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 5 不可視部分となる出来形が、工事写真で的確に確認できる。 6 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の数量等が確認でき、処分が適切である。 7 その他()			監督職員が文書で改善指示を行つた。	契約書第17条第2、第3項に基づき破壊検査を行つたが出来形が確認できなかつた。	
						上記に該当すれば ⇒ d	上記に該当すれば ⇒ e	
					0 / 5	0%	d	
該当項目が90%以上		⇒ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 × 100 / ()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。					
該当項目が80%以上90%未満		⇒ b						
該当項目が60%以上80%未満		⇒ c						
該当項目が60%未満		⇒ d						

工事成績採点の考查項目別採点表 (第一次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

[記入方法] 評価対象とする場合は、左 に*印を記入し、評価する場合は右 に*印を記入する。

評定様式第6号-2-5

種別	工種		a	b	c	d	e	
			品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である	
3. 出来形及び 出来栄え	建築工事	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 材料、製品の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 2 品質確認記録の内容が、適切である。 3 施工の各段階における完了状態について、良好な品質を確認できる。 4 各種構造の躯体工事における施工の品質が、適切である。 5 内外仕上げ工事における施工の品質が、適切である。 6 不可視部分の品質が工事写真で、的確に確認できる。 7 その他 ()</p>	* *	 監督職員が、文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d 上記に該当すれば ⇒ e	 契約書第17条第2、第3項に基づき破壊検査を行った。	 0 / 4 0%	d	
								細別
								II. 品質
建築設備工事 設備工事	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 機材、部材等の品質が承諾図、成績証明書等により確認でき、設計図書を満足している。 2 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が、適切である。 3 品質確認記録の内容が、適切である。 4 品質が設計図書を満足し、適切な施工である。 5 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切で、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 6 不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。 7 仕様書及び承諾図等により承諾を受けた機能が確認でき、作動、性能等に問題がない。 8 その他 ()</p>	* *	 監督職員が、文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d 上記に該当すれば ⇒ e	 契約書第17条第2、第3項に基づき破壊検査を行った。	 0 / 6 0%	d		
							細別	
							II. 品質	
評価対象項目が90%以上 <input type="radio"/> a 評価対象項目が80%以上90%未満 <input type="radio"/> b 評価対象項目が60%以上80%未満 <input type="radio"/> c 評価対象項目が60%未満 <input type="radio"/> d		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 × 100 / ()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。						

工事成績採点の考查項目別採点表 (第一次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

[記入方法] 評価対象とする場合は、左 に*印を記入し、評価する場合は右 に*印を記入する。

評定様式第6号-2-6

種別	工種		a	b	c	d	e		
			品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である		
3. 出来形及び 出来栄え	維持修繕工事	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	「評価対象項目」 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている 2 材料の品質規格証明書が整備されている 3 その他() 4 その他() 5 その他()						
			※該当工種からの考查事項で考查し、最大考查項目は5項目とする						
			<input type="checkbox"/> 0 / <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 0%					上記に該当すれば ⇒ d	上記に該当すれば ⇒ e
								c	
II. 品質	解体工事	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	「評価対象項目」 1 解体工法・手順が適切である。 2 施工計画書に定められた解体計画により管理されている。 3 廃材の分別・保管が適切に実施されている。 4 管理記録が整備されている。 5 不可視部分の写真記録が適切である。 6 有害物の処理が適切になされている。 7 駆音、振動、粉塵等に対する配慮が適切に実施されている。 8 その他()						
			※該当工種からの考查事項で考查し、最大考查項目は5項目とする						
			<input type="checkbox"/> 0 / <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 0%					上記に該当すれば ⇒ d	上記に該当すれば ⇒ e
								d	
その他工事	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	「評価対象項目」 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料、機材の品質規格証明書が整備されている。 3 その他() 4 その他() 5 その他() 6 その他() 7 その他() 8 その他() 9 その他() 10 その他()						
			※工事の内容により「評価対象項目」を追加し、考查する。項目は最大で10項目とする。						
			<input type="checkbox"/> 0 / <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 0%					上記に該当すれば ⇒ d	上記に該当すれば ⇒ e
								c	
該当項目が90%以上		→ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。						
該当項目が80%以上90%未満		→ b	② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。						
該当項目が60%以上80%未満		→ c	③ 評価値(%) = ()評価数/()対象評価項目数						
該当項目が60%未満		→ d	④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

工事成績採点の考查項目別採点表 (第一次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

[記入方法] 評価対象とする場合は、左 □ に*印を記入し、□ に○印を記入する。

評定様式第6号-2-7

考查項目	細別	対応事項	[事例] 具体的な施工条件等への対応事例
4-1. 工事特性	施工条件等への 対応	■施工規模の大きさ等への対応	[施工規模が大規模] 下記の該当する項目が、特殊性への対応で評価できる場合
		1 対象構造物の延べ面積、高さ、大きさ等の規 模	□ 延べ面積 10000m ² 以上の建物 □ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 □ 大空間のホール等を有する建物 □ その他大規模構造物()
		2 その他(理由:)	
		■構造物固有の機能の難しさへの対応	[事例: 構造物固有の機能の施工難度と対応工法等]
		3 対象建物の耐震レベル	□ 建築工事で、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において、I類及びA類に属する工事 □ 電気又は冷暖房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に属する工事
		4 建物機能の特殊性	□ 研究施設、図書館等、特殊機能・設備を有する建物 □ その他、構造物固有の機能の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		5 その他(理由:)	
		■構造物固有の施工技術の難しさへの対応	[事例: 技術固有の施工難度と対応工法等]
		6 建築材料、設備機材、工法について、提案が ある場合	□ VE提案(入札時、契約後、総合評価落札方式)された工法等が高度技術で評価できる場合 □ パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事
		7 設計条件として、工法、材料及び設備シス テム(機材を含む)の特殊性	□ 特殊な工法及び材料等を採用した工事 □ 特殊な設備システムを採用した工事
		8 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合	□ 免震装置を設ける工事 □ 大規模な山留め工法が必要な工事
		9 その他(理由:)	□ 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 □ 仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 □ その他、構造物固有の施工技術の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事

工事成績採点の考查項目別採点表 (第一次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

[記入方法] 評価対象とする場合は、左 に*印を記入し、 に○印を記入する。

評定様式第6号-2-8

考查項目	細別	対応事項	[事例]具体的な施工条件等への対応事例
4-2. 工事特性	施工条件等への 対応	■厳しい自然・地盤条件への対応	[事例:自然及び地盤条件への対応工法等]
		10 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)	地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備が必要な工事
		11 軟弱地盤、支持地盤の影響	液状化対策工法や地盤改良を伴う工事
		12 雨・雪・風・気温等の影響	冬期施工のため、大規模な雪寒冬扱いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
		13 その他(理由:)	その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		■厳しい周辺環境等、社会条件への対応	[事例:周辺環境や社会条件等への対応が必要になった工事等]
		14 地中埋設物等の作業障害	工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒、可燃性ガス等の対策が必要な工事
		15 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物	工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事
		16 周辺住民等に対する騒音、振動の配慮	場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事
		17 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		18 その他(理由:)	その他、周辺環境や社会条件等への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		■施工現場での対応	[事例:施工現場での対応が必要になった工事等]
		19 災害等での臨機の処置	地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事
		20 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等	工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事
		21 作業スペース等の制約	施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事
		22 その他(理由:)	特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 同一敷地内における施設を使用しながらの立て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 その他、施工現場での対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事

工事成績採点の検査項目別採点表 (第一次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

[記入方法] 評価対象とする場合は、左 に*印を記入し、 に○印を記入する。

評定様式第6号-2-9

検査項目	細別	対応事項	[事例] 具体的な施工条件等への対応事例
4-3. 工事特性	施工条件等への 対応	<p>■その他</p> <p><input type="checkbox"/> 23 その他、施工及び工法等の優れた技術力として、評価できる場合</p>	<p>[その他]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術</p>
		<input type="checkbox"/> 点	<p>[対応事項の詳細評価]</p> <hr/>
	対応事項評価 [*印を付した対応事項について、評価内容を詳細記述]	<p>* 対応事項は、加点評価とする。</p> <p>* 加点は、13~0点の範囲とする。</p> <p>* 該当事項数の数と重みを勘案して評価する。</p> <p>* 1項目2点を目安とするが、内容によつてはそれ以上又は以下の点数を与えてよい。</p>	0

※1 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(各対応事項の内容)について適切に対応したことを評価する項目である。なお、「創意工夫」との二重評価はしない。

※2 詳細評価の記述にあたっては、所属長との合議とし、各検査項目は対応事項で大分類し、評価する内容を記述する。

工事成績採点の考查項目別採点表 (第一次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

[記入方法] 評価対象とする場合は、左 に*印を記入し、 に○印を記入する。

評定様式第6号-2-10

考查項目	細別	工夫事項	施工性	品質	安全性	作業環境	その他(項目記載)	
5-1. 創意工夫	創意工夫	■準備・後片付け関係 1 測量・位置出しにおける工夫 2 現地調査方法の工夫 3 その他(理由:)) ■施工関係 4 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 5 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み 6 土工事, 地業工事, 鉄骨建て方, コンクリート工事等の施工関係の工夫 7 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 8 電気設備工事等の配線, 配管等の工夫 9 暖冷房衛生設備工事等の配管, ダクト等の工夫 10 照明・視界確保等の工夫 11 仮排水, 仮道路, 迂回路等の計画・施工の工夫 12 運搬車両・施工機械等の工夫 13 型枠, 足場, 山留め等の仮設関係の工夫 14 施工管理及び品質向上等の工夫 15 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 16 仮設施工等の工夫 17 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 18 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 19 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 20 その他(理由:)) ■品質関係 21 集計ソフト等の活用と工夫 22 軸体工事の品質管理の工夫 23 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 24 施工の検査・試験に関する工夫 25 品質記録方法の工夫 26 その他(理由:)) 	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>					
							0	

工事成績採点の考查項目別採点表 (第一次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

[記入方法] 評価対象とする場合は、左 に*印を記入し、 に○印を記入する。

評定様式第6号-2-11

考查項目	細別	工夫事項	施工性	品質	安全性	作業環境	その他(項目記載)		
5-2. 創意工夫 [軽微なもの]	創意工夫	■安全衛生関係 27 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 28 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 29 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 30 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理又は粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 31 周辺道路等の事故防止又は一般交通確保等のための工夫 32 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 33 作業時における作業環境改善等の工夫 34 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 35 その他(理由:))	()	()	()	()	()		
		■施工管理関係 36 出来形の管理等に関する工夫 37 施工計画書又は写真記録等に関する工夫 38 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 39 CAD、施工管理ソフト等の活用 40 施工合理化技術※を活用した施工管理の工夫 41 その他(理由:))	()	()	()	()	()		
		■その他 42 その他(理由:)) 43 その他(理由:)) 44 その他(理由:))	()	()	()	()	()	()	()
									0
		事項評価 [*印を付した工夫事項について、評価内容を詳細記述]		点	[創意工夫の詳細評価]				
			<p>※ 特に評価すべき工夫事項を、加点評価とする。</p> <p>※ 加点は、7~0点の範囲とする。</p> <p>※ 該当事項数の数と重みを勘案して評価する。</p> <p>※ 1項目1点を目安とするが、内容によつてはそれ以上又は以下の点数を与えてもよい。</p>						

※1 創意工夫においては、「4 工事特性」の考查項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。

※2 「2 施工状況」「3 出来形及び出来栄え」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考查項目でも再評価する。

※3 工夫事項(選定)及び詳細評価は、所属長との合議をもって記述する。

※4 「4 工事特性」との二重評価はしない。

工事成績採点の考查項目別採点表 (第二次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

【記入方法】該当する項目の

に*印を記入する。

評定様式第7号-2-1

調査項目	細別		a	b	c	d	e		
			工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である		
2. 施工状況	II. 工程管理	「評価対象項目」							
		1 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。	2 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。	3 近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。	4 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた	5 その他()			
							<input type="checkbox"/> 工程管理がやや不備である。	<input type="checkbox"/> 工程管理が不備である。	
							<input type="checkbox"/> 0		
		工程管理がやや不備 ⇄ d, 不備 ⇄ e とし、これ以外の場合は該当項目数で評価する							
		該当項目が4項目以上 ⇄ a							
		該当項目が1項目以上4項目未満 ⇄ b							
該当項目 なし ⇄ c									
III. 安全対策	c	安全対策が適切である		安全対策がほぼ適切である		他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である	
		「評価対象項目」							
		1 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。	2 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。	3 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。	4 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。	5 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。	6 その他()		
							<input type="checkbox"/> 安全対策がやや不備である。	<input type="checkbox"/> 安全対策が不備である。	
							<input type="checkbox"/> 0		
		工程管理がやや不備 ⇄ d, 不備 ⇄ e とし、これ以外の場合は該当項目数で評価する							
		該当項目が5項目以上 ⇄ a							
該当項目が1項目以上5項目未満 ⇄ b									
該当項目 なし ⇄ c									

工事成績採点の考查項目別採点表 (第二次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

評定様式第7号-2-2

【記入方法】該当する項目の に*印を記入する。

考查項目	細別	a	b	c
		地域への貢献が優れている	地域への貢献が良好である	他の事項に該当しない
6. 社会性等	I. 地域への貢 献等	<input type="checkbox"/>	1 災害時等に地域への救援活動等に協力した。 2 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 3 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 4 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 5 地域イベントの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 6 その他()	
		<input type="checkbox"/>	該当項目が5項目以上	◊ a
		<input type="checkbox"/>	該当項目が1項目以上5項目未満	◊ b
		<input type="checkbox"/>	該当項目 なし	◊ c

※1 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

工事成績採点の考查項目別採点表 (第二次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

評定様式第7号-2-3

【記入方法】該当する項目の に*印を記入する。

考查項目	法令遵守等の該当項目一覧表					
		措置内容		点数		
8. 法令遵守等	0	1 指名停止 3ヶ月以上		- 20点	 ■ 項目該当なし ■ 項目該当なし <p>「高知市競争入札指名停止措置要綱」により指名停止等の措置を行なった場合に減点する。</p> <p>事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行なわれなかった場合に減点する。</p> <p>その他の適応事例(過積載車両の使用、不正軽油の使用、仕様書等に規定する関係法令等に関する重大な違反等)が確認され、総括監督員から文書注意(工事打合せ簿による改善命令)が交付された場合に減点する。(交付1回:-1点、交付2回:-3点、交付3回:-5点、交付3回で改善されない場合:-8点)</p>	
	0	2 指名停止 2ヶ月以上3ヶ月未満		- 15点		
	0	3 指名停止 1ヶ月以上2ヶ月未満		- 13点		
	0	4 指名停止 2週間以上1ヶ月未満		- 10点		
	0	5 文書注意		- 8点		
	0	6 口頭注意		- 5点		
		工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合		- 3点		
	0	8 その他()	1回交付した 2回交付した 3回交付した 3回交付で改善されない	左のいずれかを選択する		交付回数により減点 最大-8点
	0	9 総合評価方式の契約工事において、反映された技術提案項目の達成がなされていない。	1項目が達成されていない。 2項目が達成されていない。 3項目が達成されていない。 4項目が達成されていない。 5項目が達成されていない。	左のいずれかを選択する		1項目につき-2点 最大-10点
	0	<p>① 当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。(他工事現場での違反は評価しない。)</p> <p>② 本考查項目(8 法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>③ 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>④ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3 使用人に関する労働条件に問題があり、送検された。 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5 当該工事関係者が、贈収賄等により逮捕又は公訴された。 6 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検された。 9 監督又は検査の実施を不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業会員等の暴力団関係者がいることが判明した。 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15 一次下請業者が、社会保険等(健康保険・厚生年金・雇用保険)への加入届出義務が必要な事業者であるにも関わらず、未加入のままであった。(下請金額の合計が4,000万円以上・建築一式工事は6,000万円以上)※ <p>※ただし、令和元年6月1日以降発注分より、下請総額によらず全ての建設工事対象。</p>				

工事成績採点の考查項目別採点表 (最終評定者) 建築・建築設備・設備工事

[記入方法] 評価対象とする場合は、左 に*印を記入し、評価する場合は右 に*印を記入する。

評定様式第8号-2-1

考查項目	細別		a	b	c	d	e		
			施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である		
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 契約書第18条第1項第1号から第5号に基づく設計図書の照査を行い、適切に処理されている。 2 施工計画書が、工事着手前に提出され、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 3 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 4 出来形・品質管理が日常的に行われている。 5 工事記録の整備が、適時、適切に行われている。 6 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時、適切に行われている。 7 使用する建築材料・設備機材(以下「材料・機材」という。)の管理がよい。 8 施工計画書の内容と現場施工方法が、一致している。 9 工事の関係書類及び資料整備がよい。 10 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 11 社内検査が適切に行われている。 12 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 13 その他 () ※ 評価対象項目7は解体工事を除いて必須とする。 </p>					<input type="checkbox"/> 設計図書と適合しない箇所があり、文書による改善請求を行った。 <input type="checkbox"/> 契約図書に基づく施工上の義務について、検査職員から文書により指示を行った。		
		上記のうち1項目該当 ⇒ d 上記のうち2項目以上該当 ⇒ e							
							<input type="checkbox"/> 0 / <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 0%	<input type="checkbox"/> d 0	
		評価対象項目が90%以上 ⇒ a 評価対象項目が80%以上90%未満 ⇒ b 評価対象項目が60%以上80%未満 ⇒ c 評価対象項目が60%未満 ⇒ d			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象評価項目数				

工事成績採点の考查項目別採点表 (最終評定者) 建築・建築設備・設備工事

[記入方法] 評価対象とする場合は、左 に*印を記入し、評価する場合は右 に*印を記入する。

評定様式第8号-2-2

考查項目	細別		a	a'	b	b'	c	d	e
			出来形が特に優れている	出来形が優れている	出来形が特に良好である	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
3. 出来形及び 出来栄え	I. 出来形 d	<p>「評価対象項目」</p> <p>1 承諾図等が、設計図書を満足している。 2 施工図等が、設計図書を満足している。 3 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、管理をしている。 4 出来形確認記録の内容が、適切である。 5 出来形の管理方法が工夫されている。 6 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 7 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 8 不可視部分の出来形が写真等で記録されており、確認できる 9 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の数量が確認でき、適切な処分をしている。 10 その他 ()</p>							
		 監督職員が文書で改善指示を行った。 契約書第31条第2項に基づき破壊検査を行った。							
		上記に該当すれば ⇒ d 上記に該当すれば ⇒ e							
		0 / 8 0%							
		d							
		<p>該当項目が90%以上 ⇒ a 該当項目が80%以上90%未満 ⇒ a' 該当項目が70%以上80%未満 ⇒ b 該当項目が60%以上70%未満 ⇒ b' 該当項目が50%以上60%未満 ⇒ c 該当項目が50%未満 ⇒ d</p>							
		<p>① 当該「評価対象項目のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>							

工事成績採点の考查項目別採点表 (最終評定者) 建築・建築設備・設備工事

[記入方法] 評価対象とする場合は、左 に*印を記入し、評価する場合は右 に*印を記入する。

評定様式第8号-2-3

種 別	工 種		a	a'	b	b'	c	d	e		
			品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である		
「評価対象項目」											
3. 出来形及び 出来栄え	d	建築工事	1 材料、製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。								
			2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切である。					 監督職員が、文書で改善指示を行った	 契約書第31条第2項に基づき破壊検査を行った。		
			3 材料の品質確認記録の内容が、適切である。								
			4 品質の確認記録結果が、分かりやすく整理されている。								
			5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足している。								
			6 建具等の性能及び機能に関する確認方法が適切で、記録の内容が設計図書を満足している。								
			7 不可視部分の品質が工事写真で、的確に確認できる。								
			8 車体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき良好である。								
			9 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録により確認でき、良好である。								
			10 その他の工事(車体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好である。								
			11 中間検査や出来高検査での創意工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。								
			12 その他()								
0 / 7 0%											
d											
「評価対象項目」											
II. 品 質	d	建築設備工事 設備工事	1 機材の品質が承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。								
			2 施工の確認記録の内容が、適切である。								
			3 機材の品質確認記録の内容が、適切である。								
			4 品質の確認結果が、分かりやすく整理されている。								
			5 施工の品質が設計図書を満足し、適切な施工である。								
			6 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。								
			7 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切で、記録の内容が設計図書を満足し、良好である。								
			8 不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。								
			9 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。								
			10 中間検査や出来形検査での創意工夫や良好な施工の品質が継続して確認できる。								
			11 運転・点検上の表示及び危険個所などの表示等が明確で分かりやすい。								
			12 その他()								
0 / 8 0%											
d											
該当項目が90%以上											
△ a											
該当項目が80%以上90%未満											
△ a'											
該当項目が70%以上80%未満											
△ b											
該当項目が60%以上70%未満											
△ b'											
該当項目が50%以上60%未満											
△ c											
該当項目が50%未満											
△ d											
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。											
② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。											
③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象評価項目数											
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。											

工事成績採点の考査項目別採点表 (最終評定者) 建築・建築設備・設備工事

[記入方法] 評価対象とする場合は、左 に*印を記入し、評価する場合は右 に*印を記入する。

評定様式第8号-2-4

種 別	工 種		a	a'	b	b'	c	d	e	
			品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質管理がやや不適切である	品質管理が不適切である	
3. 出来形及び 出来栄え	c	「評価対象項目」								
		* 1	仕様書等で定められている品質管理が実施されている						監督職員が、文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	契約書第31条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
		* 2	材料の品質規格証明書が整備されている							
		3 その他()								
		4 その他()								
		5 その他()								
		6 その他()								
		7 その他()								
		8 その他()								
		※該当工種からの考査事項で考査し、最大考査項目は8項目とする								
□ 0 / □ 2 □ 0%										
d										
II. 品 質	d	「評価対象項目」								
		* 1	解体工法・手順が適切である						監督職員が、文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	契約書第31条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
		* 2	施工計画書に定められた解体計画により管理されている							
		* 3	廃材の分別・保管が適切に実施されている							
		* 4	管理記録が整備されている							
		* 5	不可視部分の写真記録が適切である							
		* 6	有害物の処理が適切になされている							
		* 7	騒音、振動、粉塵等に対する配慮が適切に実施されている							
		* 8 その他()								
		□ 0 / □ 6 □ 0%								
d										
その他工事	c	「評価対象項目」								
		* 1	仕様書等で定められている品質管理が実施されている						監督職員が、文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ⇒ d	契約書第31条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ⇒ e
		* 2	材料の品質規格証明書が整備されている							
		3 その他()								
		4 その他()								
		5 その他()								
		6 その他()								
		7 その他()								
		8 その他()								
		9 その他()								
10 その他()										
※工事の内容により「評価対象項目」を追加し、考査する。項目は最大で10項目とする。										
□ 0 / □ 2 □ 0%										
d										
該当項目が90%以上 ◇ a 該当項目が80%以上90%未満 ◇ a' 該当項目が70%以上80%未満 ◇ b 該当項目が60%以上70%未満 ◇ b' 該当項目が50%以上60%未満 ◇ c 該当項目が50%未満 ◇ d										
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。										

工事成績採点の考査項目別採点表 (最終評定者) 建築・建築設備・設備工事

【記入方法】該当する項目の

に*印を記入する。

評定様式第8号-2-5

種 別	工 種		a	b	c	d
			仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く全体的に美観が悪い	
3. 出来形及び 出来栄え	建築工事	□	「評価対象項目」 1 きめ細かい施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 2 関連工事又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。 3 使い勝手や、使用者の安全に対する配慮が適切である。 4 仕上がりの状態が良好で、色調が均一で色むら等がない。 5 全体的な美観が良好である。 6 保全に配慮した施工がなされている。 7 その他 ()	該当 4項目以上 該当 3項目 該当 2項目 該当 1項目以下	⇒ a ⇒ b ⇒ c ⇒ d	
細 別						
III. 出来栄え	建築設備工事 設備工事	□	「評価対象項目」 1 きめ細かい施工がなされている。 2 関連工事又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。 3 機器又はシステムとして、運転状態、性能が優れている。 4 環境負荷低減への対策が優れている。 5 運転及び保守管理への対応が優れている。 6 その他 ()	該当 4項目以上 該当 3項目 該当 2項目 該当 1項目以下	⇒ a ⇒ b ⇒ c ⇒ d	
	維持修繕工事	□	「評価対象項目」 1 きめ細かい施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 2 関連工事又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。 3 使い勝手や、使用者の安全に対する配慮が適切である。 4 仕上がりの状態が良好で、色調が均一で色むら等がない。 5 全体的な美観が良好である。 6 その他 ()	該当 4項目以上 該当 3項目 該当 2項目 該当 1項目以下	⇒ a ⇒ b ⇒ c ⇒ d	
	解体工事	□ d	「評価対象項目」 1 地表及び地中に撤去対象物や廃材がない。 2 周辺の道路、側溝、樹等の構造物に破損がない。 3 敷地の排水処理等が適切になされている。 4 撤去跡が平坦に整地されている。(舗装面等も含む。) 5 一部撤去等において、存置部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上げである。 6 一部撤去等において、存置部分の仕上がりの状態が良好で、色調も均一で、むら等がない。 7 その他 () ※ 評価対象項目は、最低4項目以上とする。	該当 4項目以上 該当 3項目 該当 2項目 該当 1項目以下	⇒ a ⇒ b ⇒ c ⇒ d	
	その他工事	□	「評価対象項目」 1 きめ細かい施工がなされ、仕上がりが良い。 2 全体的な美観が良好である。 3 その他 () 4 その他 () 5 その他 ()	該当 4項目以上 該当 3項目 該当 2項目 該当 1項目以下	⇒ a ⇒ b ⇒ c ⇒ d	
			※該当工種からの考査事項で考査し、最大考査項目は5項目とする。			